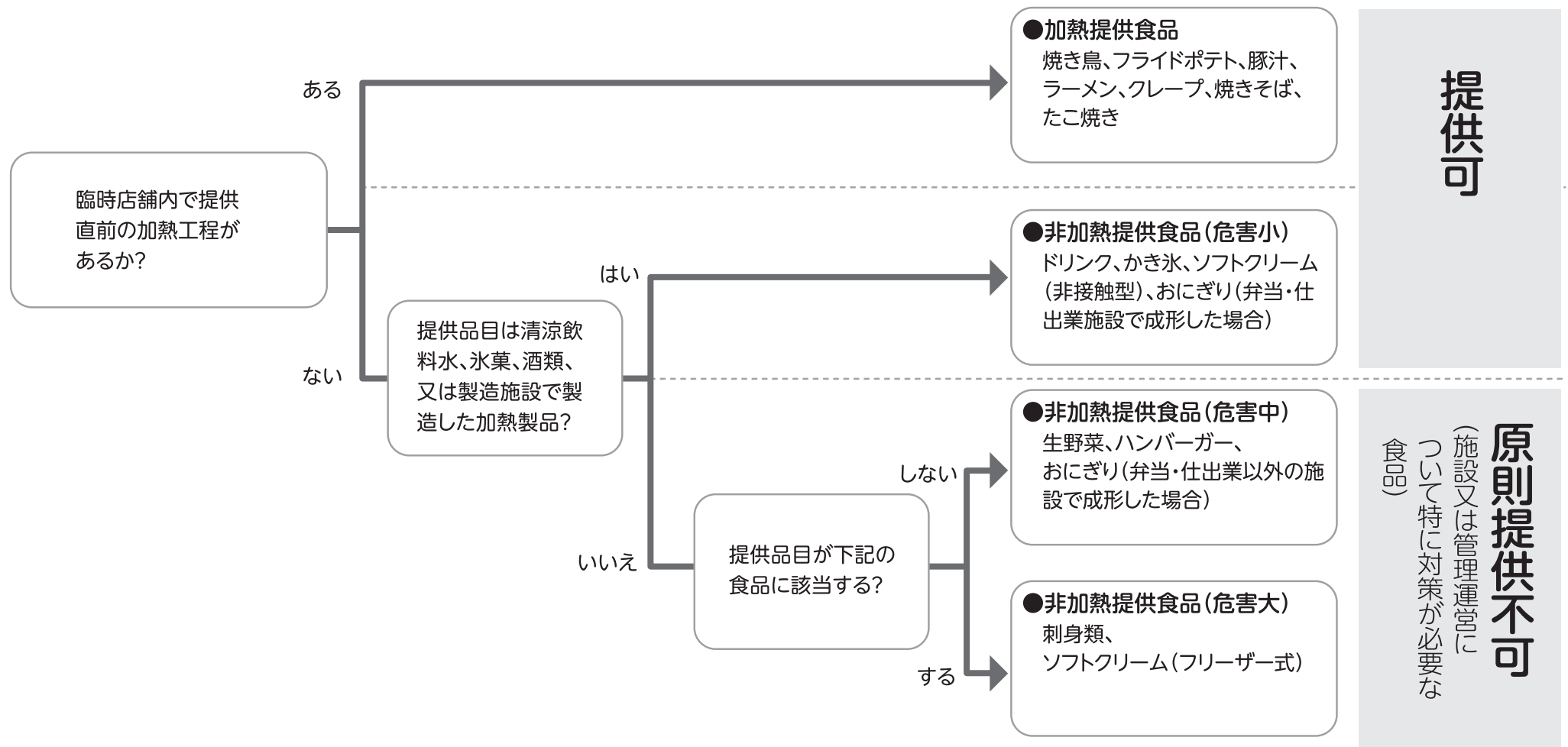


飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業の提供品目による判断フロー



※非加熱提供するにあたり、施設及び管理運営に対策が特に必要であると要綱で定める食品

・乳及び乳製品の成分規格に関する省令で定められた食品	アイスクリーム等
・食品衛生法で規格基準が定められている食品(注)	生食用鮮魚介類、生ハム等
・製造に許可を要する食品でその場で完成させるもの	漬物等
・使用する器具類の衛生確保が難しいと認められる食品	ソフトクリーム、生ジュース等

(注)清涼飲料水、氷菓、氷雪、穀物、野菜は除く。

※付け合わせ、トッピングとみなせるものは対象としません。

(例) ラーメンのメンマ・チャーシュー・ネギ、
クレープのクリーム・チョコ

※原則提供不可とする非加熱提供食品について、
「非加熱提供食品規定」を満たす場合はその限りではありません。